

市原うさぎ幼稚園 運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 学校法人島澤学園が設置する幼保連携型認定こども園、市原うさぎ幼稚園（以下「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）並びに市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他の関係法令を遵守して運営する。

(施設の名称及び所在地)

第2条 本園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 市原うさぎ幼稚園
- (2) 所在地 千葉県市原市山木136

(提供する教育・保育の内容)

第3条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づいて、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、園児に健やかな成長が図られるような適当な環境を整えることを意識しながら、教育・保育を行う。

(子育て支援)

第4条 本園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 地域子育て支援拠点事業
- (2) 一時預かり事業

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本園に次のとおり職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 副園長
- (3) 主幹保育教諭
- (4) 保育教諭
- (5) 園医
- (6) 園歯科医
- (7) 園薬剤師
- (8) 事務職員

- 2 園長は園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- 4 主幹保育教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
- 5 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。
- 6 調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
- 7 園医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行う。
- 8 園歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。
- 9 園薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言等を行う。
- 10 事務職員は、本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(学年及び学期)

第6条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(開園時間)

第7条 本園の開園時間は、7時30分から18時30分とする。

(教育・保育を行わない日)

第8条 本園において、教育・保育を行う日は、月曜日から金曜日までとする。

2 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 前項に定めるもののほか、本園における1号認定子どもに係る休業日は、次のとおりとする。

(1) 夏季休業

(2) 冬季休業

(3) 春季休業

(4) その他園長が必要と認めた日

(教育・保育等を行う時間)

第9条 本園において、教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 1号認定子ども 9時00分から14時00分まで
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子ども
 - イ 保育標準時間認定を受けた子ども
7時30分から18時30分までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
 - ロ 保育短時間認定を受けた子ども
8時30分から16時30分までの8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
- 2 1号認定子どもについては、前項第1号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、7時30分から9時00分まで又は14時00分から18時30分までの範囲内で、一時預かり（預かり保育）を行うものとする。
- 3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、第1項第2号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により保育が必要な場合は、7時30分から9時00分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を行うものとする。

(保育料等)

第10条 本園においては、市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条1項の規定により、保護者から園児の居住する市町村が定める額の保育料の支払いを受けるものとする。

- 2 本園においては、市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条3項の規定により、本園の教育・保育の質の向上を図るため、次の表に掲げる費用について、同表に定める額の支払を保護者から受けるものとし、その目的、支払を受ける時期は同表のとおりとする。
- 3 本園においては、市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条4項の規定により、次の表のとおり実費を徴収する。ただし、同項の規定により免除される費用については、この限りでない。
- 4 本園においては、前3項に掲げるもののほか、次の表に掲げる費用について、同表に定める額の支払を保護者から受け取るものとする。ただし、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定による法定代理受領を受けた場合においては、同表に定める額から当該受領額を控除した額の支払を保護者から受け取るものとする。

		1号認定児	2号認定児	3号認定児
保育料 (居住する市の定める額)	月額	0円	0円	在住市が定める額
特定保育料 (教育保育の質向上費)	月額	3,000円	3,000円	3,000円
特定保育料 (施設設備充実費)	入園時	55,000円	55,000円	55,000円 ※①
給食費	月額	5,000円		なし
バス利用料	月額	4,000円	4,000円	利用できない。
制服 ※②	一式	約25,000円	約25,000円	着用しない。
給食費※③	月額	5,250円 (8月を除く)	7,000円	保育料に含む。

※① 3号認定児は0～2歳入園時に27,500円、3歳進級時に27,500円を納める。

※② 制服代は目安で、実際に購入する枚数等によって異なる。

※③ ・給食費は月額とし、欠席しても(食べなくても)月額の給食費は減額(返金)しない。

1号認定のみ2025年度まで、給食と弁当を選択出来る。

(2026年度からは全員、毎日給食。)

(月、金曜：全員給食。火、水、木曜：選択出来る。)

学期毎に給食か弁当かを選択し、学期途中の変更は出来ない。

給食費は、週5日の内の弁当の日の割合で計算する。(5分の2、5分の4等)

- ・1号認定で預かり保育を利用した場合は、別途おやつ代50円がかかります。
- ・1号認定が長期休暇中に預かり保育を利用する場合は、原則として弁当を持参する。

ただし、事前に申し込むことで給食を利用出来ます。

給食は1食300円で、キャンセルは出来ません。

利用時間により、別途おやつ代50円がかかります。

(子どもの区分ごとの利用定員と学級数)

第11条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

(1)1号認定子ども 48人

(2)2号認定子ども 54人

(3)3号認定子ども 36人

	学級数	1号認定	2号認定	3号認定
0歳児	1			6名
1歳児	1			12名
2歳児	1			18名
満3歳児		12名		
3歳児	1	12名	18名	
4歳児	1	12名	18名	
5歳児	1	12名	18名	

(利用の開始)

第12条 本園の利用開始に当たり、1号認定子どもについては、保護者が本園に直接申し込むものとする。

2 利用の申込みのあった1号認定子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が1号認定の子どもの利用定員の総数を超える場合については、市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育・保育の理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用については、市原市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

(転園、退園又は休園)

第13条 転園、退園又は休園しようとする子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

(利用の終了)

第14条 本園は、次に掲げる場合に、教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

(2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当しなくなったとき

(3) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

2 園長は、園児が全過程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(緊急等における対応方法)

第15条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市原市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第16条 本園は、非常災害に対する具体的な計画を策定するとともに、一月に一回以上の避難訓練及び消火訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行う。

(秘密の保持)

第18条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども

又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第 19 条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第 19 条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 19 条の規定する市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録